

## 第2回 アジアがんフォーラム

日時:平成20年 12月8日(月) 午後2時—午後5時30分

場所:都道府県会館 410 [www.tkai.jp](http://www.tkai.jp)

テーマ:「アジアがん医療連携における国益の中心はどこなのか?」

2006年12月8日に、「アジアのがん対策情報基盤を展望する集い」を開催させていただいてから、ちょうど2年。この間、関係各位の皆様のご尽力の賜物で、安倍・温家宝会談において日中医学構想にくみいれていただき、2007年11月には中国南京にてアジアがん情報ネットワーク会議を開催、南京宣言をアジアに向けて発信し、本年名古屋の日本がん学会においても、多くのアジアのがん研究者の研究交流の場を持ち得るにいたりました。

そして、いま、アジアがんは次なるステージに入り、2009年11月12—14日につくばにて赤座英之先生のもとで第20回APCCが開催されます。APCCは、APFOCC(田島和雄事務局長)の学術総会として、アジアのがん研究を支えてきましたが、今回記念すべき20回目を、日本がホスト国として開催いたします。われわれは、この国際会議を単なる、学術会議とはとらえず、日本が国際社会のなかで、アジアとどう向き合っているかを世界に発信する機会ととらえ、がんという重い共有課題を、アジアが連携して乗り越えていく方策をさぐるということで、混迷の時代を切り抜ける手立てが得られないかと考えています。

そのため、研究者のみならず、今回APCCのために、ご後援を賜る関係省庁の方々、そしてともすれば、専門家の視野狭窄になりがちな問題に視点の広がりを与えていただくためにもマスコミ関係者の方々にお集まりいただき、オールジャパンの体制を整えていく所存でございます。

平成20年12月8日

アジアがんフォーラム

世話人 河原 ノリエ

## 第1部 アジアがんをめぐる今日的状況

- 1 アジアがん進捗状況 厚生労働省前田光哉がん対策推進室長  
日中韓三国厚生大臣会合(11月2日)の合意事項の説明
- 2 APFOCCとAPCC 愛知がんセンター所長 田島和雄
- 3 2009年 アジア太平洋がん学会 開催について 筑波大学教授 赤座英之
- 4 アジア医療連携と日本の産業構造 東京大学教授 三宅淳

## 第2部 「アジアにおけるがん医療連携において、日本の国益の中心はどこなのか」

「科学技術外交と国益について」

内閣府参事官(ライフサイエンス担当)重藤和弘

「国益と外交」

外務省 アジア大洋州局参事官 小原雅博

### 趣旨と主な論点

アジアがんフォーラムでは、第1回「アジアでがん情報を集めることの意味とはなにか」をテーマとしてきました。日本人集団の高齢化のため、疾病構造が大きく変容することは確実であり、がん予防に資する情報を構築することは重要な課題であります。また現在、欧米においてなされてきて白人を対象として構築された予防情報は必ずしも、アジア地域のそれとはなり得ず、日本発の情報は、他のアジア諸国、欧米に在住するアジア系住民に対する重要な予防情報ともなるわけであり、国際社会において通用する医学研究成果は、喫緊の課題となっております。

こうした状況をふまえ、第2回の今回は、日本が多国間外交において最も重視するアジア・太平洋地域において、アジアがん医療連携を行う意義について、医学研究上の成果を超えて、外交という観点からの「国益」に合致するかということについて議論を掘り下げてみたいと考えています。

- 1 医学研究、医療の水準の高さが国際社会に対して日本の国力の反映と認められ、国際交渉を支える力として働いていくものであるか
- 2 アジア地域での発言力や政策決定における影響力という観点からいかなるものか。
- 3 アジアがん医療連携の過程や成果を、政府が遂行する外交政策実現のためにいかに活用することができるのか、「アジアがん医療外交」の具体的方策とは

もとより、医療連携は、普遍的な人類の叡智であり、「国益」をそこに結びつけることに抵抗を感じる向きもあるかもしれませんが。しかしながら、がん医療は、エイズ、マラリアなどの感染症と違い、長い時間軸のなかの国民の健康政策の賜物であり、人類普遍の知の探求のみならず、あらゆる観点から、その成果を日本の「国益」に合致することを目指すことは、日本国民の税金をもとに厚生科学研究費を受け、政策提言をしていくわれわれが背負っている課題と思われまます。

アジアがんネットワークを目指してきたわれわれは、その形成必須要素とマトリックスとして、以下を掲げてきました。

- 1 相互の必要性
- 2 正当化する理論

また 縦方向の二つの軸として、

- 1 なにができるかを探る ボトムアップ型
- 2 ハイレベルフォーラムとして、あるべき姿をさぐる トップダウン型

上記のフレームのもとに、今回は、議論を重ねてみたいと考えます。

ライフサイエンスは、医療・研究・産業という円環の上に成り立っており、この円環の流通がなければ、広く社会の益に資することができないという特殊な性質のものです。

IT技術と遺伝子解析、特にGIGAシーケンサーなど超高速解析装置の解析能力の進歩により、医学研究が新たなステージに入ろうとしているいま、アジア連携という共有基盤に立ったとき、公益と人権、医療倫理、研究倫理、知的財産権などライフサイエンスが抱える、問題が、今後先鋭化してきていく可能性もあります。

ライフサイエンスの入口も出口も医療であり、厚生労働行政という責務を背負いながら、科学技術政策の司令塔として深い知見を持たれている、内閣府重藤参事官から、科学技術外交と国益という問題について、現在の議論の状況をお話しいたします。

そして後半において、「国益と外交」日本経済新聞出版社刊のご著書もあらわされ、東アジア共同体構想の提唱をしてこられた、外務省アジア大洋州局小原参事官に、国家存立の根本である、そもそも「国益」とよんでいるものの定義について、概念整理をしていただきたく思います。ご著書のなかで、国益の確定の基準を、一部の利益ではなく国民全体の利益か（全体性の論理）一時的な利益ではなく持続的な利益か（持続性の論理）直接の影響を及ぼす利益か（直接性の論理）国際社会の利益と両立し得る利益か（両立性の論理）としてあげておられますが、アジア外交の中心にたつ外交官としての経験を踏まえお話をお伺いいたします。

2008年も暮れゆくこうとしている今、オバマ政権成立による米国の国際戦略の転換や、経済問題と、アジアを取り巻く状況は、大きな変容の渦の中にあります。

振り返るに、12月8日は、「日本外交の過誤」ともいうべき、節目の日であり、われわれが、今後立ち向かい、歩んでいこうとする世界の、客観情勢の意味の把握と、あるべき姿という理念について、今日という日の上に立ち、皆様と静かな眼差しで、アジアと日本の未来を考えてみたいと思います。

## 第2回日中韓三国保健大臣会合 北京開催（仮訳）

第2回日中韓三国保健大臣会合が、北京において2008年11月2日に開催された。目的は、第1回日中韓三国保健大臣会合「共同声明」と、中国衛生部、日本国厚生労働省、韓国保健福祉家族部（以下、まとめて「参加国」とする。）の間で2007年4月8日に署名された「新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書」（以下、覚書とする）のフォローアップである。会合には、中国の陳竺（チン・ジク）衛生部長、日本国の舛添要一厚生労働大臣、韓国の全在姫（チョン・ジュヒ）保健福祉家族部長が参加した。

三国は、地理的に近接し、人と物の頻繁な移動があり、インフルエンザのような感染症の急速な蔓延のリスクが高い。参加国は、これまで、新型インフルエンザに対する共同対応を強化し、新型インフルエンザによって起こりうる社会的経済的ダメージを最小限にするために、緊密な活動を行ってきた。

参加国は、2008年10月16日と17日にソウルで、三国の公衆衛生行政官と専門家による共同机上訓練を実施した。机上訓練の結果に基づき、新型インフルエンザに対する共同対応のための共同行動計画が採択された。三国は、新型インフルエンザが発生した場合の情報共有拠点、情報共有、情報の効果的提供、早期封じ込めのための平等的介入、協力の拡大について合意した。

参加国は、参加国により署名された文書の完全な履行のために、共同作業を続け、さらなる協力の拡大を模索するだろう。

さらに、三大臣は、三カ国が他の保健医療分野においても共通の課題を有していることを再確認した。三大臣は、医薬品開発を促進するための、治験など臨床研究分野における三カ国間の協力の進展を歓迎した。

次回、日中韓三国保健大臣会合は2009年、東京にて行われる。

平成20年11月2日  
於 中国(北京)

厚生労働省大臣官房国際課

## 日中韓三国保健大臣会合について

### 1. 会合の概要と意義

- (1) 本日午前、中国(北京)において、第2回日中韓三国保健大臣会合が開催された。  
日本は舩添要一厚生労働大臣、中国は陳竺(チン・ジク)衛生部長、韓国は全在姫(チョン・ジュヒ)保健福祉家族部長官が出席し、鳥・新型インフルエンザ対策を中心に意見交換を行った。
- (2) 本会議において、「新型インフルエンザ対策における日中韓三国共同行動計画」に署名した。

### 2. 議論の概要

- (1) 鳥・新型インフルエンザ対策について、「新型インフルエンザ対策における日中韓三国共同行動計画」に三大臣が署名。当該行動計画は、10月に行われた日中韓三国共同机上訓練に基づき、情報共有拠点の設置、情報の効果的提供、早期封じ込め策、協力を他のアジア諸国に拡大することを内容とする。
- (2) 今後も日中韓三国保健大臣会合を定期的で開催することで合意した。  
(次回の日中韓三国保健大臣会合は、2009年度に日本にて開催予定。)
- (3) 食品問題について、次回会合でのテーマに含めることに合意した。

### 3. 日中保健大臣会談

日中韓三国保健大臣会合に先立ち、舩添厚生労働大臣は陳竺(チン・ジク)衛生部長と会談を行った。概要は以下のとおり。

昨年4月の第一回会合以降、三カ国で行われた様々な保健衛生分野の有意義な取り組みを確認し、さらなる進展を目指していくことを確認した。特に、がん対策に関し、昨年4月の温家宝首相来日時において合意された「日中医学協力構想」に基づき、がんの早期発見のための研究の展開等を含む覚書を締結した。

また、食品安全に関し、中国産食品に対する不信の払拭は、わが国民にとって重要な問題であり、平成17年4月に厚生労働大臣と国家質量監督検疫検査局長との間で結ばれた覚書に基づく中国からの十分かつ速やかな情報提供の推進を要請した。

#### 4. 日韓保健大臣会談

日中韓三国保健大臣会合に先立ち、舛添厚生労働大臣は韓国在姫(チョン・ジュヒ)保健福祉家族部長官と会談を行った。概要は以下のとおり。昨年4月の第一回会合以降、三カ国で行われた様々な保健衛生分野の有意義な取り組みを確認し、さらなる進展を目指していくことを確認した。少子化、高齢化等、保健福祉分野において両国で共通の課題となっているテーマの今後の協力関係についての意見交換を行った。

#### 5. 今次会合の意義

- 昨年4月の第一回会合以降、三カ国で行われた様々な保健衛生分野の有意義な取り組みを確認し、さらなる進展を目指していくことを確認した。
- 鳥・新型インフルエンザ対策については、「新型インフルエンザ対策における日中韓三国共同行動計画」に署名し、はじめて三カ国の政府レベルにおける具体的な共同対応が合意された。
- 食品問題について、次回会合でのテーマに含めることに合意した。

# 日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部と 衛生及び医学科学に関する協力覚書

日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部（以下「双方」と略す。）は、両国の衛生保健、医学科学分野における協力の発展について、友好的な協議を通じて、以下の諸点について一致した。

一.

双方は、平等互恵の基礎のもと、各自の国家の法律法規の許す範囲内で、可能な条件に基づき、公的機関間の衛生及び医学科学分野における交流と協力を促進、拡大する。

また、双方は、両国の医療衛生機関、学術団体等の非政府組織及び機構が上述分野における協力を展開することを支持する。

二.

この協力を実現するため、双方は以下を促進する。

1. 衛生及び医学科学分野における情報交換
2. 相互に専門家を相手側で開催する専門会議に参加するよう招聘する
3. 両国衛生機関間の直接の交流及び協力

三.

双方は以下の領域の協力展開を優先して奨励する。

— 新型インフルエンザ

2007年4月8日、日中韓三国保健大臣が「日中韓新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書」に署名し、新型インフルエ

ンザの対策を共同活動分野に位置づけた。日中双方は、引き続きこの分野における協力を推進する。

一 エイズ

エイズ流行の動向分析、分子疫学、ウイルス学等に関する日中共同研究を展開するとともに、中国、日本及びアジア地域の専門家の研究交流を促進する。

一 がん

日中間におけるがん統計結果の相互比較・分析を行い、がんの要因探索のための疫学研究、がんの早期発見等の研究を展開し、両国の専門家の交流を促進する。

一 伝統医療

双方は、国民のヘルスケアにおける伝統医療の重要性を認識し、政府間の伝統医療政策・法規等の分野における情報交流を強化し、両国専門家の学術交流を奨励する。

一 人的資源開発

日中双方の医療・衛生関係者の交流と育成を促進する。

一 双方が関心を持つその他の領域

双方は、互いの優先順位に基づき、協議を通じて確定することとする。

四.

協力の進行度に応じ、双方が作業チームを設け、活動計画の研究及び制定を行う。全体を統括するリーダー、コンタクトパーソン及び各分野の担当者を定める。活動計画には、双方の具体的な協力項目及び財務規定を含む。設置された作業チームは少なくとも2年ごとに一度の会議を行う。



五.

本覚書の下での協力は、署名の日から開始され、協力期間は5年とする。いずれか一方が当該協力期間の満了6か月前までに書面の形式で本覚書の下での協力を終了させる意思を通知しない限り、協力期間は自動的に5年間延長され、以後この方法で延長される。

本覚書は、2008年11月2日に北京で署名される。一式は2通から成り、それぞれ日本語及び中国語で作成する。

日本国厚生労働省代表

中華人民共和国衛生部代表

野澤子一

屠然

# 中华人民共和国卫生部和日本国厚生劳动省 卫生和医学科学合作备忘录

中华人民共和国卫生部和日本国厚生劳动省（以下简称“双方”）经过友好协商，就发展两国在卫生保健、医学科学领域的合作，达成协议如下：

一  
双方在平等互利的基础上和各自国家法律法规允许的范围内，根据可能的条件，促进和扩大官方机构间在卫生和医学科学方面的交往与合作。

双方鼓励两国医疗卫生机构、学术团体等非政府组织和机构开展上述方面的合作。

二  
为实现这一合作，双方将促进：

- 一、 互换卫生和医学科学方面的信息；
- 二、 相互邀请专家参加在对方召开的专业会议；
- 三、 两国卫生机构之间的直接交流和合作。

### 三

双方鼓励优先在以下领域开展合作：

- 人禽流感和流感大流行；

2007年4月8日，中日韩三国卫生部长签署了《中日韩共同应对流感大流行的备忘录》。将防控人禽流感和流感大流行作为共同合作领域。中日双方将继续推动该领域合作。

- 艾滋病；

中日共同开展艾滋病流行的动向分析、分子流行病学、病毒学等相关合作研究，并促进中国、日本及亚洲地区专家的研究交流。

- 癌症；

进行中日间癌症统计结果的相互比较、分析，开展癌症成因的流行病学、癌症早期发现等研究，并促进两国专家交流。

- 传统医药；

注重传统医药对维护国民健康的重要性，双方将加强政府间传统医药政策法规等领域信息交流，鼓励两国专家开展学术交流。

- 人力资源开发；

促进中日双方医疗卫生人员交流与培养。

- 双方感兴趣的其他领域；

双方根据优先顺序，通过协商确定。

### 四

根据合作的进度，双方设立工作组，研究和制定工作计划。指定总负责人和联系人及各领域的负责人。工作计划中应包含双方具

体合作项目及财务规定。工作组至少每两年举行一次会议。

### 五

本备忘录自签字之日开始，合作期限为5年。如任何一方在备忘录期满前6个月前未以书面形式通知另一方终止备忘录下的合作，则本备忘录合作期限将自动延长5年，并以此法顺延。

本备忘录于二〇〇八年十一月二日在北京签订，一式两份，每份均用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中华人民共和国

卫生部代表



日本国

厚生劳动省代表



# 平成21年度概算要求について

○ がん対策国際連携推進事業（新規 13,528千円）

## 【事業内容】

中国等のアジア地域は、日本と食文化等が類似しているため、がん予防等に関する情報の共有は重要であり、本年5月には日中間において、がん予防の相互連携を一層進める共同声明も出されたことから、更なるがん医療発展のためのアジアにおけるがん情報のネットワーク化など、相互連携・協力の推進を図ることを目的として、がん予防・医療に対する施策の比較や現地に赴いての情報収集などを行う。